

教職第1315-1号
令和5年3月14日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各県立学校長
関係各課（所・館）長

} 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

「扶養手当認定事務の取扱いについて」の一部改正について（通知）

「扶養手当認定事務の取扱いについて」（昭和61年6月25日高第534号）の一部を下記のとおり改正したので、令和5年4月1日以降は、これによってください。

記

「扶養手当認定事務の取扱いについて（通知）」の一部を次の表のように改正する。

改正後	現 行
別記 第1 扶養親族 職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号。以下「条例」という。）第8条第2項各号は、次により取扱うものとする。	別記 第1 扶養親族 職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号。以下「条例」という。）第8条第2項各号は、次により取扱うものとする。

改正後	現 行
(1) 「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）」のうち「配偶者」とは、民法に従い届出を行つた妻又は夫をいい、「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの」とは、結婚式挙行の日以後においても婚姻届を行つていないもの及びいわゆる内縁関係<u>（これに準ずる関係を含む。以下同じ。）</u>にあるものをいう。 (2)～(6) （略） 第2～第7 （略）	(1) 「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）」のうち「配偶者」とは、民法に従い届出を行つた妻又は夫をいい、「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの」とは、結婚式挙行の日以後においても婚姻届を行つていないもの及びいわゆる内縁関係にあるものをいう。 (2)～(6) （略） 第2～第7 （略）

改正後

別表

証明書類一覧表

	扶養親族の範囲等	証明書類
扶養親族の要件を具備した場合	(1) 配偶者	1 「所得に関する申立書」(様式第3号。以下同じ。) 2 「所得証明願」(様式第4号。以下同じ。)、市区町村役場の発行する所得を証明する書類、又はその他の所得等を証明する書類 ^{※1} 。ただし、離職等による場合は、その辞令等、離職した日等を証明する書類 3 「住民票記載事項証明願」(様式第5号。以下同じ。)
	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1 「所得に関する申立書」(義務教育修了前の者を除く。) 2 「所得証明願」、市区町村役場の発行する所得を証明する書類、又はその他の所得等を証明する書類 ^{※1} (義務教育修了前の者を除く。)。ただし、離職等による場合は、その辞令等、離職した日等を証明する書類 3 「住民票記載事項証明願」 4 職員の配偶者の勤務先等からの「扶養・家族手当等に関する証明書」 ^{※2} (様式第7号。以下同じ。)
	(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹及び孫満60歳以上の父母及び祖父母	1 「所得に関する申立書」 2 「所得証明願」、市区町村役場の発行する所得を証明する書類、又はその他の所得等を証明する書類 ^{※1} 。ただし、離職等による場合は、その辞令等、離職した日等を証明する書類 3 「住民票記載事項証明願」 4 同居している他の扶養義務者 ^{※3} の勤務先等からの「扶養・家族手当等に関する証明書」 ^{※2}
	(4) 条例第8条第2項第6号に掲げる者	1 「所得に関する申立書」 2 「所得証明願」、市区町村役場の発行する所得を証明する書類、又はその他の所得等を証明する書類 ^{※1} 3 「医師の診断書」 4 同居している他の扶養義務者 ^{※3} の勤務先等からの「扶養・家族手当等に関する証明書」 ^{※2}
取消の場合	上記の者と別居しながら扶養している場合	1 上記(1)～(4)までに掲げる書類 2 上記(1)～(4)の扶養親族と同居している扶養義務者 ^{※3} の勤務先等からの「扶養・家族手当等に関する証明書」 ^{※2} 3 「仕送りに関する申立書」(様式第8号)
	(1) 離婚した配偶者、離縁した養父母、養子	「届出書」(様式第6号)又はその事実が生じた日を証明する書類(離婚の場合の離婚受理証明書等)
	(2) 所得が生じた被扶養者	所得を生じるに至った日を証明する書類(就職の場合の辞令等)

注1 証明書類の様式については、市役所等の所定の様式でもよい。

注2 証明書類は写でもよい。

注3 失業給付の受給に関する認定・取消をする場合は、「雇用保険受給資格者証」の写の提出を求めるものとする。

※1 その他の所得等を証明する書類とは、源泉徴収票、確定申告書、年金改定通知書、給与明細書等で、その者の所得の全てについて証明するもの一式をいう。

※2 その者が埼玉県費支弁職員である場合及びその者が就労していない場合等には、「扶養・家族手当等に関する証明書」の提出は不要。

※3 扶養義務者とは、特別の事情がない限り、当該扶養親族の配偶者、父母等の直系血族及び兄弟姉妹をいう。

様式第3号～様式第5号 (略)

現行

別表

証明書類一覧表

	扶養親族の範囲等	証明書類
扶養親族の要件を具備した場合	(1) 配偶者	1 「所得に関する申立書」(様式第3号。以下同じ。) 2 「所得証明願」(様式第4号。以下同じ。)、市区町村役場の発行する所得を証明する書類、又はその他の所得等を証明する書類 ^{※1} 。ただし、離職等による場合は、その辞令等、離職した日等を証明する書類 3 「住民票記載事項証明願」(様式第5号。以下同じ。)
	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1 「所得に関する申立書」(義務教育修了前の者を除く。) 2 「所得証明願」、市区町村役場の発行する所得を証明する書類、又はその他の所得等を証明する書類 ^{※1} (義務教育修了前の者を除く。)。ただし、離職等による場合は、その辞令等、離職した日等を証明する書類 3 「住民票記載事項証明願」 4 職員の配偶者の勤務先等からの「扶養・家族手当等に関する証明書」 ^{※2} (様式第7号。以下同じ。)
	(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹及び孫満60歳以上の父母及び祖父母	1 「所得に関する申立書」 2 「所得証明願」、市区町村役場の発行する所得を証明する書類、又はその他の所得等を証明する書類 ^{※1} 。ただし、離職等による場合は、その辞令等、離職した日等を証明する書類 3 「住民票記載事項証明願」 4 同居している他の扶養義務者 ^{※3} の勤務先等からの「扶養・家族手当等に関する証明書」 ^{※2}
	(4) 条例第8条第2項第6号に掲げる者	1 「所得に関する申立書」 2 「所得証明願」、市区町村役場の発行する所得を証明する書類、又はその他の所得等を証明する書類 ^{※1} 3 「医師の診断書」 4 同居している他の扶養義務者 ^{※3} の勤務先等からの「扶養・家族手当等に関する証明書」 ^{※2}
取消の場合	上記の者と別居しながら扶養している場合	1 上記(1)～(4)までに掲げる書類 2 上記(1)～(4)の扶養親族と同居している扶養義務者 ^{※3} の勤務先等からの「扶養・家族手当等に関する証明書」 ^{※2} 3 「仕送りに関する申立書」(様式第8号)
	(1) 離婚した配偶者、離縁した養父母、養子	「証人証明書」(様式第6号)又はその事実が生じた日を証明する書類(離婚の場合の離婚受理証明書等)
	(2) 所得が生じた被扶養者	所得を生じるに至った日を証明する書類(就職の場合の辞令等)

注1 証明書類の様式については、市役所等の所定の様式でもよい。

注2 証明書類は写でもよい。

注3 失業給付の受給に関する認定・取消をする場合は、「雇用保険受給資格者証」の写の提出を求めるものとする。

※1 その他の所得等を証明する書類とは、源泉徴収票、確定申告書、年金改定通知書、給与明細書等で、その者の所得の全てについて証明するもの一式をいう。

※2 その者が埼玉県費支弁職員である場合及びその者が就労していない場合等には、「扶養・家族手当等に関する証明書」の提出は不要。

※3 扶養義務者とは、特別の事情がない限り、当該扶養親族の配偶者、父母等の直系血族及び兄弟姉妹をいう。

様式第3号～様式第5号 (略)

改 正 後	現 行																								
様式第 6 号 <u>届 出 書</u> 年 月 日 《任命権者又はその委任を受けた者》様 所属所名 氏 名 <u>下記について届け出ます。</u> 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 30%;">() 届 提 出 年 月 日</td> <td style="width: 70%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>同 届 提 出 場 所</td> <td>市町村（役所場）</td> </tr> <tr> <td>大 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>妻 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>養 親 氏 名</td> <td>父 母</td> </tr> <tr> <td>養 子 氏 名</td> <td></td> </tr> </table> 様式第 7 号～様式第 8 号 (略)	() 届 提 出 年 月 日	年 月 日	同 届 提 出 場 所	市町村（役所場）	大 氏 名		妻 氏 名		養 親 氏 名	父 母	養 子 氏 名		様式第 6 号 <u>証 人 証 明 書</u> 私は、届の証人の 1 人として同届に署名押印したので、下記事項について証明します。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 30%;">() 届 提 出 年 月 日</td> <td style="width: 70%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>同 届 提 出 場 所</td> <td>市町村（役所場）</td> </tr> <tr> <td>夫 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>妻 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>養 親 氏 名</td> <td>父 母</td> </tr> <tr> <td>養 子 氏 名</td> <td></td> </tr> </table> 年 月 日 住所 証人 氏名 連絡先 様式第 7 号～様式第 8 号 (略)	() 届 提 出 年 月 日	年 月 日	同 届 提 出 場 所	市町村（役所場）	夫 氏 名		妻 氏 名		養 親 氏 名	父 母	養 子 氏 名	
() 届 提 出 年 月 日	年 月 日																								
同 届 提 出 場 所	市町村（役所場）																								
大 氏 名																									
妻 氏 名																									
養 親 氏 名	父 母																								
養 子 氏 名																									
() 届 提 出 年 月 日	年 月 日																								
同 届 提 出 場 所	市町村（役所場）																								
夫 氏 名																									
妻 氏 名																									
養 親 氏 名	父 母																								
養 子 氏 名																									

備考 傍線部分は、改正部分

届 出 書

年 月 日

(任命権者又はその委任を受けた者) 様

所属所名
氏 名

下記について届け出ます。

記

() 届 提 出 年 月 日	年 月 日	
同 届 提 出 場 所	市町村 (役所場)	
夫 氏 名		
妻 氏 名		
養 親 氏 名	父	母
養 子 氏 名		